

岐阜労働局働き方改革推進本部 設置要綱

(目的)

第1条 労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組は、岐阜県の労働環境の改善と地方創生に資するものである。

こうしたことから、岐阜労働局と岐阜県が連携し、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化することにより、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、岐阜労働局に、働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、参与、本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。なお、本部員については、代理出席を認めるものとする。

(実施内容)

第4条 本部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じ会議を招集する。

(事務局)

第6条 本部の庶務は、労働基準部監督課において処理する。

附 則 この要綱は、平成27年1月8日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
本部長	岐阜労働局長
副本部長	岐阜労働局労働基準部長
参与	岐阜県健康福祉部子ども・女性局長
本部員	岐阜労働局 職業安定部長 労働基準部 監督課長 健康安全課長 職業安定部 職業安定課長 職業対策課長 総務部 企画室長 雇用均等室長 岐阜県 健康福祉部子ども・女性局 子ども・女性政策課長 商工労働部 労働雇用課長

※ 本部員については、代理出席を認めるものとする。